JASSO 給付奨学金・学費免除の申請基準

家計基準

JASSO 収入基準とは・・・

学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計で区分を判定します。

【第1区分】

学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)。

【第2区分】

学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 (※2) の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること。

【第3区分】

学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 (※2) の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること。

- ※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。
- ※2 支給額算定基準額(a)=課税標準額×6%- (調整控除額+調整額)(b)(100円未満切り捨て) 支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「調整額」は、課税 証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。なお、「マイナポータ ル」を活用すれば、市町村民税の課税標準額などを調べることができます。
 - (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1) の場合を除き、この計算式にかかわらず、 支給額算定基準額が0円となります。
 - (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に 4 分の 3 を乗じた額となります。

資産基準があります・・・

JASSO 収入基準を満たすほか、学生本人と生計維持者の資産の合計が、2,000 万円以下 (生計維持者が1名の時は、1,250万円以下)である必要があります。

資産とは・・・投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、 土地等の不動産は含みません。

※ 資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

【学業等の基準】

令和2年度学部2年次~4年次に在学する学生の学業等の基準

- ア GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程等において上位 1/2 の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

令和2年度に入学する学生の学業等の基準

- 高等学校等における評価平均値が 3.5 以上であること、または、入学者選抜試験の成績 が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること
- イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

【学業成績の基準】

- 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- 廃 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状 況にあると認められること
 - 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
 - 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
- 全 2 GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること
 - 3 履修科目の授業への出席が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にある と認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準単位数】

標準単位数					
学年	学部生	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院	特別専攻科
1	入学前の修得単位数は確認しない				
2	31	10 (5)	4 (2)	23	
3	62		8 (6)		
4	93				

- ※ ()の数字は、後学期入学者の標準単位数
- ◎学業等に係る基準のいずれかに該当していない場合は、JASSO 給付奨学生となることがないため、学費免除は実施されません。また、学業成績の基準が「廃止」のいずれかに該当する人は JASSO 給付奨学生に採用されず、学費免除も実施されません。
- ◎学業成績の基準が「廃止」のいずれかに該当、あるいは、「警告」のいずれかに連続して該当した場合は、JASSO 給付奨学金や学費免除を受けている場合であっても、該当後は一切の給付奨学金の支給及び学費免除は実施されません。
- ◎2年次以上の学生は、GPA の順位が下位 1/2 の場合は、標準単位数を修得していなければ、給付奨学金の支給及び学費免除は実施されません。